

## 津野町告示第47号

一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告します。

令和6年12月5日

津野町長 池田 三男

### 第1 入札に付する事項

- 1 業務名 令和6年度 津野町新本庁舎移転業務
- 2 業務仕様 仕様書のとおり
- 3 業務場所 津野町新本庁舎（津野町永野）
- 4 履行期間 令和7年5月30日
- 5 予定価格 4,300,000円（税抜）

### 第2 入札参加資格

この業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- 2 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、（2）から（4）については、その手続開始の決定後、入札参加資格の再審査を受けた者については、この限りでない。
  - （1）破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産の申立てを行った者
  - （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立てを行った者
  - （3）特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者
  - （4）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者
- 3 公告の日から開札の日までの期間に、津野町建設工事指名停止措置要綱又は高知県建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 令和6年度津野町入札参加資格審査申請を行い、津野町における入札参加資格の登録がされていること。（現在登録されていない場合は、参加申込書の提出期限までに申請してください。）
- 5 四国内に主たる営業所（本社又は本店をいう。以下同じ。）を置く者又は四国内の営業所等を受任者とする者で、物品の購入等に係る津野町競争入札参加資格者名簿に関する業種情報において、「運送」の欄に掲載されていること。
- 6 平成26年4月1日以降、四国内で、官公署の発注による庁舎の移転業務及び移転計画策定業務案件において、元請の企業として1件につき、移転先の延床面積が2,000㎡以上の履行完了実績を有すること。
- 7 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条による一般貨物自動車

運送事業の許可を受けた者であること。

### 第3 入札参加の方法等

- 1 この工事の入札に参加しようとする者は、下記の提出期間内に一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格を証明する書類（第3 1(2)にて規定。以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この入札に参加することができる。  
なお、申請書等の提出にあたっては、下記の（3）提出場所に持参するものとし、郵送等による申請は受け付けない。
  - （1）提出期限：この公告の日から令和6年12月17日（火）午後5時まで  
※提出された申請書等は返却しない。  
また、提出期限後の変更（差替）は認めない。
  - （2）提出書類：ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）  
イ 業務実績調書（様式2）  
ウ 一般貨物自動車運送事業許可の写し
  - （3）提出場所：高岡郡津野町永野471-1  
津野町役場 総務課
  - （4）交付方法：津野町ホームページからダウンロード  
(<https://town.kochi-tsuno.lg.jp>)
- 2 入札参加資格の確認は、申請書の提出期限をもって行うものとし、その結果は令和6年12月20日（金）までに申請者に対して通知する。  
なお、一般競争入札参加資格確認通知書を受領した場合は、受領書を1の（3）まで返送すること（受領書は任意様式、返送はFAXでも可）。
- 3 入札資格がないと認めた者に対する理由の説明
  - （1）入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、町長に対して説明を求めることができる。
  - （2）（1）の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を令和6年12月23日（月）午後5時までに1の（3）へ持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。
  - （3）説明を求めた者に対する回答は令和6年12月25日（水）までに書面により行う。
- 4 入札参加資格の喪失  
入札参加資格確認通知後において、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当した場合、この業務の入札に参加することができない。
  - （1）第2に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき
  - （2）申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき

### 第4 設計図書の閲覧について

- 1 設計図書の閲覧  
設計図書はこの公告の日から入札の前日までの間、津野町ホームページにおいて閲覧・ダウンロードすることができる。
- 2 設計図書に関する質疑応答
  - （1）設計図書の内容について質問がある場合は、質疑書を電子メール（アドレスは第11に記載のとおり）で提出すること。なお、質疑書提出時には、必ずその旨を電話で連絡すること。
  - （2）質疑書提出・回答期限

質疑書提出期限：令和6年12月16日（月）正午まで

回答期限：令和6年12月20日（金）

（3）質問に対する回答は、回答期限までに津野町ホームページに掲載する。

#### 第5 入札に関する事項

- 1 入札予定日時：令和6年12月26日（木）午前10時00分から
- 2 入札予定場所：津野町役場本庁舎2階多目的ホール
- 3 郵送等による入札は認めない。
- 4 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。
- 5 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 第6 入札条件等

- 1 入札保証金：免除する
- 2 最低制限価格：設定しない

#### 第7 契約保証金

免除する

#### 第8 入札の無効

この公告に示した資格要件を満たさない者が行った入札及び津野町財務規則（平成17年規則第35号）第84条の規定に該当する入札は無効とする。

#### 第9 その他

- 1 申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該申請書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 2 この入札への参加者は、津野町入札心得を熟読・了知のこと。

#### 第10 問い合わせ先

高知県高岡郡津野町永野471-1 津野町役場 総務課 入札担当

電話：0889-55-2311

FAX：0889-55-2022

E-mail：nyusatsu@town.kochi-tsuno.lg.jp